

給与支払報告書の書き方（裏面）

⑩基礎控除

合計所得金額が 2,400 万円を超える所得割の納税義務者は、その所得金額に応じて控除額が通減、所得金額が 2,500 万円を超える者は基礎控除の適用はできません。

所得割の納税義務者の前年の合計所得金額：2,400 万円以下……………48 万円
 2,400 万円超 2,450 万円以下……………32 万円
 2,450 万円超 2,500 万円以下……………16 万円
 2,500 万円超……………適用なし

⑪所得金額調整控除

以下のいずれかに該当する者は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- ① 給与等の収入が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する。
- ・本人が特別障害者に該当する。
 - ・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する。
 - ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000 万円上限）－850 万円）×10%

- ② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等にかかる雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合。ただし、①がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10 万円限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円限度））－10 万円

⑰摘要欄の記入事項

1. 5人目以降の扶養親族または16歳未満の扶養親族の氏名等の記入

対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に⑮に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係がわかるようにしてください。

また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください。

- ・16 歳未満の扶養親族の場合：氏名の後に「(年少)」と付記してください。
- ・国外に居住している場合：氏名の後に「(非居住者)」と付記してください。

2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合

給与所得者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることができませんが、障害者にかかる控除は受けることができます。

この場合の同一生計配偶者が、障害者・特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を（同配）と付記してください。

この場合、「㉓（源泉・特別）控除対象配偶者」には記入をされないよう注意してください。

【2 の記入例】

（摘要）
若狭 花子（同配）

3. 中途就職者の前職分の記入

中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。

前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。

4. 特別徴収できない場合

受給者への給与の支払いが一定でない等、町・県民税を特別徴収（給与天引き）できない事情がある場合には「普通徴収」と必ず記入してください。

記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。

また、普通徴収となる方の人数を、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」にご記入ください。

【5 の記入例】

（摘要）
住民登録地：* * 市〇〇〇 1-1

5. 給与所得者本人の住民登録が若狭町にない場合

令和 4 年 1 月 1 日現在の住民登録地を記入してください。

⑱住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	A	居住開始年月日（1 回目）	C 年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（1 回目）	D	住宅借入金等年末残高（1 回目）	E 円
	住宅借入金等特別控除可能額	B 円	居住開始年月日（2 回目）	年 月 日	住宅借入金等特別控除区分（2 回目）		住宅借入金等年末残高（2 回目）	円

A：住宅借入金等特別控除適用数

家屋の新築または増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が 3 以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を必ず記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

- 住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）
- 認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
- 増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

また、該当住宅の取得や増改築が特定取得に該当する場合には、「(特)」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合には「増(特)」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。